

秘密保持契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）及び△△株式会社（以下「乙」という。）は、甲乙間で授受される秘密情報の取り扱いについて、以下のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲及び乙は、〇〇〇〇を目的として（以下「本目的」という。）、本目的のために必要と認められる範囲内で、相手方に対し、第2条に定義する秘密情報を開示する。

第2条（定義）

本契約における「秘密情報」とは、文書、口頭又は物品であることを問わず、相手方に対して、秘密である旨を指定して書面又は電磁的方法により開示する情報、本目的に関して知り得た相手方の営業情報、技術情報その他一切の第三者に知られたくない情報をいう。ただし、ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報を除く。

- (1) 相手方から開示される以前から既に保有していた情報
- (2) 開示を受けた時点において、すでに公知であった情報
- (3) 開示を受けた後に、開示を受けた者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- (5) 相手方から開示を受けた秘密情報とは無関係に、独自に開発した情報

第3条（秘密保持義務）

1 甲及び乙は、本目的のために相手方から開示を受けた秘密情報、相手方と本目的に関して検討又は交渉を行っている事実及び本契約の存在について、厳に秘密として保持し、第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 相手方の書面による事前の承諾がある場合
- (2) 本目的のために秘密情報を知る必要がある自己の役員、従業員、自己が委任する弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー等に秘密情報を開示する場合
- (3) 法令に基づき、官公庁、裁判所または捜査機関等から秘密情報の開示を命じられた場合

2 甲及び乙は、前項ただし書1号及び2号に基づき、第三者に秘密情報を開示する場合、事前に当該第三者に対し、本契約の内容を十分に説明し、本契約と同等の秘密保持義務を順守させるものとし、かつ、当該第三者の行為について全責任を負う。

3 甲及び乙は、前項ただし書3号に基づき、第三者に秘密情報を開示する場合、相手方に対し、当該命令を受けた旨を、合理的に可能な範囲で、速やかに通知するものとする。

第4条（目的外使用の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、相手方から開示を受けた秘密情報を本目的以外のために用いてはならない。

第5条（秘密情報の取り扱い）

- 1 甲及び乙は、相手方から開示を受けた秘密情報について、施錠をすることができる室内の保管場所において厳重に管理しなければならない。
- 2 甲及び乙は、相手方の事前の承諾を得ることなく、秘密情報を複製することはできない。

第6条（秘密情報の返還及び廃棄）

- 1 本契約に基づき相手方から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物・複写物（以下「記録媒体等」という。）については、不要となった場合又は相手方の請求がある場合には、直ちに相手方に返還し、又は廃棄するものとする。
- 2 本契約が終了した場合、直ちに、相手方から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体等を、相手方の指示に従い返還し、又は廃棄するものとする。

第7条（損害賠償義務）

甲及び乙は、本契約に違反して、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、その損害（相手方の弁護士費用を含む。）を賠償しなければならない。

第8条（差止め）

甲及び乙は、相手方が、本契約に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止め、又はその差止めに係る仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

第9条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約の締結日から○年間とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第○条、第○条及び第○条の規定は、本契約の終了後も○年間、有効に存続する。

第10条（準拠法及び紛争の解決）

- 1 本契約は、日本法に準拠するものとする。
- 2 本契約に規定のない事項、本契約の解釈その他の事項につき疑義が生じた場合、又は本契約に関する紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、解決するものとする。
- 3 本契約に関する紛争等について、協議によって解決することができない場合、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙各記名押印の上、各自1通を保有する。

20○○年○月○日

甲 ○印

乙 ○印